

# 横須賀市議会通年議会実施要綱

平 29. 5. 1

議 会 要 綱

改正 平 29. 9. 7

(趣旨)

**第1条** この要綱は、横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第4条第1項の規定により議会の定例会の回数を年1回とし、その会期を通年として会議を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定例会の会期)

**第2条** 定例会の会期は、定例会が招集された日から翌年の4月末日までの間で定めるものとする。

(会議の開会及び再開)

**第3条** 定例会は、市長の招集により原則として5月に開会し、定例議会ごとに会議を再開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する事件があるときは、その都度会議を再開する。
- 3 前項の規定により再開された会議への出席理事者は、原則として市長、副市長及び当該事件に關係する部局長等とする。なお、招集議会において、緊急を要する事件がある場合も同様とする。
- 4 議案等は、議会期間内に議決するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(定例会及び会議の呼称)

**第4条** 定例会及び各会議は、開会又は再開する年を冠して呼称する。

- 2 定例議会は、6月、9月、12月及び3月の各定例議会と呼称する。
- 3 臨時議会は、開催する月を冠して呼称する。ただし、同一の月内に議会期間の異なる臨時議会が2回以上開催されるときは、2回目以降については、その月の回数を記して呼称する。

(議案等の番号)

**第5条** 議員提出議案及び市長提出議案等は、暦年ごとに議案の種別により一連の番号を付けるものとする。

(議事日程の番号)

**第6条** 議事日程の番号は、会議ごとに一連の番号を付けるものとする。

(会議録)

**第7条** 会議録は、各定例議会最終日の翌日から次の定例議会最終日までの期

間ごとに調製するものとする。

(代表質問等)

**第8条** 代表質問及び個人質問は、新年度施政方針等に対し行うものとし、3月定例議会及び市長選挙後、最初の議会期間において行うものとする。ただし、都合により変更できるものとする。

2 一般質問は、定例議会ごとに行うものとする。

(所管事務調査)

**第9条** 常任委員会は、必要な手続を経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。ただし、議会期間中は、付託された議案等の審査を優先するものとする。

2 所管事務調査の日程は、あらかじめ市長部局等との十分な協議の上、決定するものとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めのない事項について決定するとき及びこの要綱を改正するときは、事前に市長と議会が協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。